

## 諸手当可否表

		扶養手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当
定員内職員	指定職俸給表適用者	×	×	○	○
	上記以外	○	○	○	○
再雇用職員		×	×	○	×
特定有期雇用教職員	特定医療技術職員、年俸制でない特定教員(注1)	○	○	○	○
	上記以外	×	×	×	×
有期雇用教職員	医員、医員(研修医)	×	×	○ 注2	×
	上記以外	×	○ 注3	○ 注2	×
時間雇用教職員	法科大学院特別教授/准教授、専門職大学院特別教授/准教授	×	×	×	×
	上記以外	×	×	○	×
外国人教師、外国人研究員		×	×	○	×
役員	常勤	×	×	○	○
	非常勤	×	×	○	×

注1:平成20年達示第8号による改正前の国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則第2条第1号に掲げる特定教員(年俸制でない)をいう。

注2:契約期間が1月以上ある場合に限る。

注3:契約期間が3月以上ある場合に限る。

# 単身赴任手当

## (1)支給要件について

次の(ア)から(ウ)までのいずれかを満たすとき

- (ア) 採用・出向, 学内異動又は勤務地の移転に伴い, 転居し, やむを得ない事情により配偶者と別居し, 単身で生活し, 配偶者の住居から勤務地まで通勤困難な場合

### 【補足説明】

#### ①「転居」

採用, 学内異動等に伴う転居であること。当該転居は, 必ずしも採用, 学内異動等と同時に行われる必要はなく, 採用, 学内異動等の日から原則として1月以内であれば採用, 学内異動等に伴うものと認められる。なお, 1月経過後(3年以内に限る。)の転居の場合であっても, 以下に掲げる要件をすべて満たす場合は, 採用, 学内異動等に伴う転居として取り扱う。

- ・ 当該採用, 異動等の時点で, 単身赴任手当の支給要件である父母の疾病, 子の養育, 配偶者の就業, 自宅の管理その他のやむを得ない事情があったこと。
- ・ 当該採用, 異動等から当該転居までの間, やむを得ない事情が引き続いていること。
- ・ 当該転居が当該採用, 異動等の直前の住居からの転居であること。

#### ②「別居」

同居していた配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。)とやむを得ない事情により別居することが必要であり, 採用, 学内異動等の前から既に配偶者と別居していた場合(人事交流等による採用者で採用直前の勤務先において単身赴任手当を受給していた場合を除く。)や個人的な理由等により別居した場合には, 対象とならない。

#### ※やむを得ない事情とは

- a. 配偶者が介護を要する状態にある教職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- b. 配偶者が学校その他の教育施設に在学する同居の子を養育すること。
- c. 配偶者が引き続き就業すること。
- d. 配偶者が教職員又は配偶者の所有する住宅を管理するため引き続き居住すること。
- e. 配偶者が介護を要する状態にある別居の親族を主として介護していること。
- f. 配偶者が特定の医療機関等において治療を受けている同居の子を養育すること。
- g. 配偶者が特定の医療機関等において治療を受けていること。
- h. 配偶者が学校等に在学していること。

その他, a~h に準じた事情がある場合は人事課まで相談のこと。

#### ③「単身」

生活を共にする者がいないことをいう。教職員又は配偶者の父母, 子と同居している場合(義務教育終了までの子のみと同居している場合を除く。)は生活を共にしているので, 単身と認められない。

#### ④「通勤困難」

配偶者の住居から勤務地までの通勤距離(徒歩, 交通機関の営業距離等の合計)が, 60km以上

であること。

(イ) 配偶者のない教職員で、採用・出向、学内異動又は勤務地の移転に伴い転居し、子が学校その他の教育施設に引き続き在学するために同居していた満 18 歳の年度末までの子と別居し、単身で生活し、子の住居から勤務地まで通勤困難な場合

(「転居」、「単身」及び「通勤困難」については上記(ア)と同様)

(ウ) 採用・出向、学内異動又は勤務地の移転に伴い、配偶者等とともに転居した後、当該採用、学内異動等から3年以内に特別の事情により当該採用、学内異動等の直前に同居していた配偶者と別居し、単身で生活し、配偶者の住居から勤務地まで通勤困難な場合

(「単身」及び「通勤困難」については上記(ア)と同様)

※特別の事情とは

- a. 配偶者が介護を要する状態にある教職員若しくは配偶者の父母を介護するため旧勤務地住宅に転居すること。
- b. 配偶者が学校等に転入学する子を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- c. 配偶者が特定の医療機関等において治療を受ける子を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- d. 配偶者が特定の医療機関等において治療を受けるため、旧勤務地住宅に転居すること。
- e. 配偶者が教職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、当該住宅に転居すること。(配偶者以外に管理する者がいない場合に限る。)
- f. 育児休業をした配偶者が職務に復帰するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- g. 配偶者のない教職員の満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が学校等に転入学するため、旧勤務地住宅に転居すること。

その他、a～g に準じた事情がある場合は人事課まで相談のこと。

※旧勤務地住宅とは

教職員がかつて勤めていた勤務地の通勤圏内(職場から住宅までの通勤距離が 60 km未満の範囲をいう。)にある住宅又は教職員が当該職場に勤めていた間に居住していた住宅

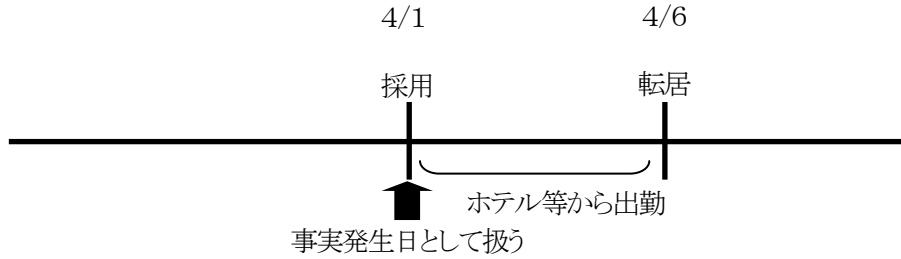
## (2)届出が必要な場合について

次に該当するときは届出を要し、事実が生じた日後速やか(※15日以内)に届出すること。

- a. 支給要件を満たした場合
- b. 単身赴任手当を受けている教職員で、学内異動又は勤務地の移転があった場合
- c. 単身赴任手当を受けている教職員で、本人又は配偶者が転居した場合
- d. 単身赴任手当を受けている教職員で、配偶者、子等と同居した場合
- e. 単身赴任手当を受けている教職員で、配偶者と離婚した場合、配偶者が死亡した場合、同居の子が満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を迎えた場合 等

※異動(採用及び出向含む)に伴う転居の事実発生日の取り扱いについて

発令日当初は支給要件を満たしていなかったが、6日以内に転居して支給要件を満たした場合、発令日を事実発生日として扱う。



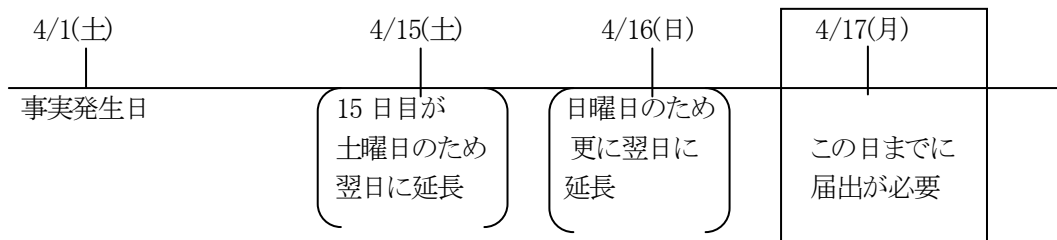
※15日以内の計算方法について

届出に係る15日の計算は、事実が生じた日の翌日(その事実が午前零時に生じた時はその日)から起算し、15日目が休日等(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～翌年1月3日、創立記念日(6月18日)及び夏季休業日をいう。)に当たるときは、その翌日まで延長される。

- ・事実発生年月日の翌日から起算・・・c, d
- ・事実発生年月日から起算・・・a, b, e

(例)4月1日(土)採用の場合

15日目が土曜日に該当しその翌日に延長されるが、その日も日曜日のため、17日(月)まで延長される。



### (3)支給額について

支給額＝月額:23,000 円＋加算額 (支給期間:採用等の日から3年以内)

加算額・・・教職員の住居と配偶者等の住居との交通距離(徒歩、交通機関の営業距離等を合算)が100 km 以上の場合には、距離に応じた次の額が加算される。

- |                                  |                                      |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| a.100 km以上 300 km未満……………6,000 円  | e. 900 km以上 1,100 km未満……………30,000 円  |
| b.300 km以上 500 km未満……………12,000 円 | f.1,100 km以上 1,300 km未満……………35,000 円 |
| c.500 km以上 700 km未満……………18,000 円 | g.1,300 km以上 1,500 km未満……………40,000 円 |
| d.700 km以上 900 km未満……………24,000 円 | h.1,500 km以上……………45,000 円            |

### (4)支給の始期, 終期及び支給額の改定について

(ア) 支給の始期(新たに支給要件を満たした場合)

- ・事実発生年月日から15日以内に届出の場合
  - 事実発生年月日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)から支給
- ・事実発生年月日から15日経過後に届出の場合
  - 届出日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)から支給

(イ) 支給の終期(採用等から3年を経過した場合、配偶者等と同居した場合等)

届出日にかかわらず事実発生年月日の属する月(その日が月の初日の場合は, 前月)まで支給

(ウ) 支給額の改定(転居, 学内異動等により支給額が改定される場合)

a. 増額改定の場合

・事実発生年月日から 15 日以内に届出の場合

→ 事実発生年月日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から改定

・事実発生年月日から 15 日経過後に届出の場合

→ 届出日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から改定

b. 上記 a.増額改定の場合以外の場合

届出日にかかわらず事実発生年月日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から改定

## (5)支給日について

支給月又は改定月の俸給支給日(ただし, 給与計算に間に合わない場合は, 翌月以降の俸給支給日において複数月分を調整のうえ支給)